

手 数 料 返 金 規 定

■紹介手数料の返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者に係る雇用契約が短期間で終了した場合（当該求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、手数料の払い戻しはいたしません。

許可番号 27-ユ-304403

株式会社アニタグランツ